

意見書案提出書

2018年度地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

意見書案を、横手市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

平成29年6月21日

提出者

横手市議会議員全員

賛成者

横手市議会議長 佐藤 忠久 様

理 由

経済再生と財政再建の好循環を実現するため、2018年度の政府予算において人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政を確立されるよう、国会及び関係行政庁に要望する必要がある。

2018年度地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療・介護などの社会保障、環境対策、教育など、多くの事務が国の法令によって義務付けられており、果たす役割は年々拡大している。さらには、「まち・ひと・しごと創生事業法」等に基づく地方経済活性化対策の取り組みなど、新たな政策課題に対応する必要にも迫られている。

一方で、この間地方で進められた様々な改革などによって、公共サービスを担う人材は大幅に減少し、新たな行政ニーズへの対応が困難となる危険性も指摘されている。

しかし、地域住民が安心して生活するためには、安全で良質な公共サービスが適正かつ確実に実現されることが必要であり、人材確保を積極的に進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を図らなければならない。

このような状況下、政府においては、税制改革を含む財政再建への議論が進められており、とりわけ、地方歳出のあり方について、国・地方のプライマリーバランス改善を目標とした地方財政計画上の歳出抑制が不可欠としている。

本来、地方交付税は、すべての地方自治体が標準的な行政水準、いわゆる「ナショナルミニマム」を確保できるよう財源保障するもので、地方自治体間の財源格差を是正する機能を有している。果敢に取り組むべき財政再建が、次世代のための経済再生を腰折れさせてはならないことは当然であり、財政再建目標を達成するために地方財政が縮小され、真に不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このことから、2018年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、経済再生と財政再建の好循環を実現するため、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要であり、下記事項について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

記

- 1 地方が責任をもって、きめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方単独事業も含め地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保すること。また、財源に不足が生じたときは、臨時財政対策債での補填ではなく、地方交付税の法定率を引き上げて対応すること。
- 2 地方財政計画の策定にあたっては、高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や人口減少・少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきた

こと等を踏まえ、歳出特別枠を実質的に確保し、地域の実情を踏まえた財政措置を講じること。

- 3 歳出効率化にむけた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算出に反映する取り組み、いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合には、住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、地方交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること。
- 4 合併市町村に対しては、普通交付税の合併算定替等の財政措置が講じられているところであるが、今後も安定的に行財政運営を行うことができるよう、引き続き、合併市町村の実態に即した交付税算定を行うこと。また、小規模市町村が安定的に財政運営を行えるよう段階補正を強化すること。

平成29年6月21日

横手市議会議長 佐藤 忠久

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
内閣官房長官 菅 義偉 様
総務大臣 高市 早苗 様
財務大臣 麻生 太郎 様
内閣府特命担当大臣 石原 伸晃 様
(経済財政政策担当)
経済産業大臣 世耕 弘成 様
内閣府特命大臣 山本 幸三 様
(地方創生 国家戦略特別区域担当)